岡崎市道路の占用に関する条例新旧対照表

改正案

別表

区分		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	990
	第2種電柱		1,500
	第3種電柱		2,000
	第1種電話柱		880
	第2種電話柱		1,400
	第3種電話柱		1,900
	その他の柱類		88
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	9
	地下に設ける電線その他の線類		5
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	860
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	530
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,800
	郵便差出箱及び信書便差出箱		740
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1	2,200

現行

別表

区分		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	950
	第2種電柱		1,500
	第3種電柱		2,000
	第1種電話柱		850
	第2種電話柱		1,400
	第3種電話柱		1,900
	その他の柱類		85
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	9
	地下に設ける電線その他の線類		5
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	830
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	510
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,700
	郵便差出箱及び信書便差出箱		720
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1	2,400

		年	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,800
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	37
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		53
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		79
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		110
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		160
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		210
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		370
	外径が0.7メートル以上1メートル未満		530

		年	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,700
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	36
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		51
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		77
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		360
	外径が0.7メートル以上1メートル未満		510

	のもの				
	外径が１メートル以上のもの				1,100
法第32条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に定る自動運行装置による検知対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ１メートルにつき１年	5
			その他のもの		18
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		１本につき１年	1,400
		その他の	上空	占用面積１平方メート	880

	のもの				
	外径が１メートル以上のもの				1,000
法第32条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に定る自動運行装置による検知対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ１メートルにつき１年	5
			その他のもの		17
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		１本につき１年	1,400
		その他の	上空	占用面積１平方メート	850

		もの	に設けるもの	ルにつき1年	
			地下に設けるもの		530
	その他のもの				1,800
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	1,800
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数1のもの			近傍類似の土地の時価に0.004を乗じて得た額
		階数2のもの			近傍類似の土地の時価に0.006を乗じ

		もの	に設けるもの	ルにつき1年	
			地下に設けるもの		510
	その他のもの				1,700
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	1,700
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数1のもの			近傍類似の土地の時価に0.005を乗じて得た額
		階数2のもの			近傍類似の土地の時価に0.008を乗じ

				て得た額
		階数が3以上のもの		近傍類似の土地の時価に0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,100
	地下に設ける通路			660
	その他のもの			1,800
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	22
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1箇月	220
道路法	看板（アーチ	一時的に設け	表示面積1平方メートルにつき1	220

				て得た額
		階数が3以上のもの		近傍類似の土地の時価に0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,200
	地下に設ける通路			710
	その他のもの			1,700
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	24
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1箇月	240
道路法	看板（アーチ	一時的に設け	表示面積1平方メートルにつき1	240

施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「政令」という。）第7条第1号に	であるものを除く。）	るもの	箇月	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,200
	標識		1本につき1年	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	22
		その他のもの	1本につき1箇月	220
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用仮設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	22
	であるものを除く。）	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1箇月	220
	アーチ	車道	1基につき	2,200

施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「政令」という。）第7条第1号に	であるものを除く。）	るもの	箇月	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,400
	標識		1本につき1年	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	24
		その他のもの	1本につき1箇月	240
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用仮設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	24
	であるものを除く。）	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1箇月	240
	アーチ	車道	1基につき	2,400

掲げる物件	チ	を横断するもの	1箇月	
		その他のもの		1,100
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,800
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1箇月	220
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				180
政令第7条第8号に掲げる施設（	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.009を乗じて得た額
	上空に設けるもの			近傍類似の土地の時価

掲げる物件	チ	を横断するもの	1箇月	
		その他のもの		1,200
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,700
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1箇月	240
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				170
政令第7条第8号に掲げる施設（	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			近傍類似の土地の時価

同号に規定する特定連結路附属地に設けるものを除く。）				に0.017を乗じて得た額
	地下トネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数1ものの		近傍類似の土地の時価に0.004を乗じて得た額
		階数2ものの		近傍類似の土地の時価に0.006を乗じて得た額
		階数3以上のもの		近傍類似の土地の時価に0.007を乗じて得た額

同号に規定する特定連結路附属地に設けるものを除く。）				に0.023を乗じて得た額
	地下トネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数1ものの		近傍類似の土地の時価に0.005を乗じて得た額
		階数2ものの		近傍類似の土地の時価に0.008を乗じて得た額
		階数3以上のもの		近傍類似の土地の時価に0.01を乗じて得た額

	その他のもの		近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		近傍類似の土地の時価に0.012を乗じて得た額
	その他のもの		近傍類似の土地の時価に0.009を乗じて得た額
政令第7条	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		近傍類似の土地の時価

	その他のもの		近傍類似の土地の時価に0.033を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		近傍類似の土地の時価に0.014を乗じて得た額
	その他のもの		近傍類似の土地の時価に0.01を乗じて得た額
政令第7条	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		近傍類似の土地の時価

第11号に掲げる応急仮設建築物			に0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの		近傍類似の土地の時価に0.022を乗じて得た額
	その他のもの		近傍類似の土地の時価に0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額

第11号に掲げる応急仮設建築物			に0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの		近傍類似の土地の時価に0.023を乗じて得た額
	その他のもの		近傍類似の土地の時価に0.033を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			近傍類似の土地の時価に0.033を乗じて得た額

備考 略	備考　略